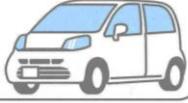


生活保護、くらしに困ったら直ぐに申請を

しが健康医療生協・草津生活と健康を守る会にご相談を

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。
ためらわずにご相談ください。(厚生労働省ホームページから)

こんな誤解していませんか？

<p>申請できます</p> <p>住む所がない人 持ち家がある人</p> 	<p>申請できます</p> <p>働いていても 保護基準より 給与が低い 場合</p> 	<p>申請できます</p> <p>車を持っていても</p> 
<p>支給額について 東京23区・単身者・50代</p> <p>生活扶助 7.7万円 住宅扶助 5.3万円 合計 13.0万円</p> <p>(金額は目安です。また地域、家族数、年齢によって違います。詳しくはご相談ください)</p> 	<p>同居していない親族に 相談してからでないと 申請できないということはありません。</p> 	<p>DV被害者の場合などは、 家族に「扶養照会」を しないことになっています。</p> 

負けるな！コロナにぜひ相談を

(何でも相談会)

■くらし・保険・医療

○生活保護の申請：失業して収入がなくなったり、病気で働けなくなったとき、また、働いて

ても収入が少なくて生活が大変なときに、誰でもが申請できる。

○医療費の減額・免除申請：病院窓口での医療費負担金（一部負

担金）が大変なときは、役所に申請して安くしたり無料になる場合があります。

○国民健康保険税・料の減額・免除申請：保険料が高くて払えないほど生活が大変で困っている場合。

○介護保険料・利用料の減額・免除申請：介護保険料や利用料の支払いが大変なときに申請できます。

○国民年金保険料の免除申請：国民年金保険料の支払いが大変なとき、全額または半額免除の申請ができます。

■児童・福祉・教育

○入院助産：前年の所得によっては安い費用で出産できる。

○幼稚園・保育所の保育料減免：収入が減ったり、失業などで保育料の支払いが大変なとき。

○就学援助：小・中学生がいる家庭に、入学準備金や給食費、修学旅行費、学用品費などを支給（所得制限あり）

○公立高校授業料減免（未実施の自治体もあり）。

○児童手当の申請：小学6年生

修了までの児童がいる世帯に支給（所得制限あり）。

○児童扶養手当：父親のいない家庭や父親が重度障害者の世帯に支給（所得制限あり）。

■税金・貸付金

《税金》
○住民税や固定資産税の減免制度

○医療費などがたくさんかかったときや、年の途中で退職して再就職していないために年末調整されていない場合に、税金が戻ってくる還付請求。

○確定申告書や住民税「申告書」などの書き方をお互いに教えあう自主計算会や学習会。

○介護保険利用者は、障害者控除の適用で税金が安くなる場合がある。

《貸付金》（社会福祉協議会などの公的貸付金）

○低所得世帯や障害者、高齢者が生活や仕事のために資金が必要なときは、「生活福祉資金」の貸し付けが利用できます。